



たいせいグループ通信



2010年8月号 VOL. 81

(株)大成経営開発 統括室発行
熊本市田井島 1-3-50
TEL096-377-1101
FAX096-377-1114
<http://www.taiseikeiei.co.jp>

Contents

1. 社長室から、こんど~です
2. 経営まめ知識「ギャップ発想法」
3. 顧問先様のご紹介：茶話本舗デイサービス坪井公園様
4. 船井財産コンサルタンツ熊本からの“ほっ”とな情報



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング
<http://www.taiseikeiei.co.jp>

(株)船井財産コンサルタンツ熊本・・・企業再生、相続、不動産
<http://www.fzc-souzoku.com>

(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業

(株)エイビスアソシエイツ・・・記帳代行、給与計算
<http://www.taiseikeiei.co.jp>

(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険
<http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>

(株)大成グローバルレーティング・・・商社・貿易業務
<http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・今井税理士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士秋岡事務所・高木社会保険労務士事務所
URABE 社会保険労務士事務所・村上司法書士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

社長室から、こんど～です



8月に入りました。夏も本格的になり「毎日暑いですね」と言うご挨拶から始まる毎日です。夏バテしないようにと7月にウナギ食べて頑張ってます♪

今月は最近特に思うようになったことについてお話させていただきます。自分の年齢も50代になり病気をしないようにと心掛けていると、なぜか「生命保険はどうなっていたかな?」と、見直したりするようになりました。足りないものがあつたら、今のうちでないと保険料が高いから早く入っておこうと再確認しました。

私は顧問先様の決算の時に、借入金・社長の家族構成などを確認して、もしものことがあっても大丈夫なのかと**保険の見直し**をさせていただいております。それはいろいろな経験の中から、保険がどんなに大切であるかを目の当たりにしてきたからです。

例を挙げますと、かなり前ですが、ある顧問先様の娘さんからご相談があり、生命保険の見直しをしてご提案して加入して頂いていました。それから何年か経って、突然ご主人が事故で亡くなりました。子供さんが3人居て、いちばん下の子供さんはまだ3歳でした。私はどんな保険に入っていたか忘れておりましたが、調べたところ、下の子供さんが20歳になるまで毎月25万円もらえる保険でした。その時に残された家族が生活ができるようになっていて本当に良かったと思えました。またお客様も「これがなければ生活できなかった」と話されていました。

別のお客様で、こんなこともありました。会社の経営が苦しくなってくると、お客様はどうしても保険を一番に解約しようとしてします。気持は十分理解できるのですが、そのお客様は社長様がすでに病気で生命保険に加入できなかったため、今持っている保険を大切にしなければならぬと思っていました。ご相談では「もう保険料を払えないから、どうしたらいいだろうか?」とのことでした。「銀行さんや取引先さんには待って頂いてでも、保険料を払ってください。」とお願いして、払い続けてもらいました。それから1年くらいで社長さんの病気が悪化して、亡くなりました。でも生命保険で借入金も清算できました。

今は癌でも医療が進み、治る時代と言いますが、治療費は莫大にかかります。そのために、ガン保険はもちろんのこと、先進医療特約がついているのをお勧めします。なにもないときは保険料がもたないと思うこともありますが、まさかの時のお守りと思って持っておく必要があります。

個人では保障、入院、癌、貯金(お金が貯まる保険)、介護など、保険料と内容を検討して必要に応じて別々に買っておくのがいいと思います。企業では借入金の返済、退職金(社員、役員)、貯金(お金が貯まる保険)、何かの時に掛けている保険で借入が出来るなどを考え備えておくといでしょう。

保険見直しのポイント♪

個人・・・保障、入院、癌、貯金、介護
企業・・・借入金返済、退職金、貯金、借入

保険は、①保険料が安い ②保障が大きい ③お金が貯まる この全部を満たす保険はありません。お客様のご希望はいつも保険料が安く、保障が高く、お金も貯まる保険ですが、それはちょっと無理なんです。でもわかっていると迷わず決めやすいと思います。どうぞもう一度お手元の保険証券ご確認くださいませ。迷った時はエスト保険へご相談ください。



ありがとうございました。

(株)大成経営開発社長 近藤 記

経営まめ知識「ギャップ発想法」

いや～さすがにベトナムもこの時期になると一番熱いですね!! みなさま如何お過ごしでしょうか? 私は相変わらず世界中を飛び回っています。飛び回れる間が華でしょうか? 飛び回れるくらい健康で、何にもない事が一番幸せなのでしょう!!



今月は、国内や世界を飛び回りながら感じた『ギャップ発想法』についてお話をさせて頂きたいと思います。

ギャップとは洋服ではなく『他との違い』『他との差』とでもお考えください。このギャップ発想法とは、意味が分かれば人生にも仕事にも使うことができます。結構面白おかしく活用する事ができます。『他と違う』『他との差』があるから面白おかしく興味を引き目立つのです。したがって、商品が良く売れる経営がうまく行くのです。違いがあり個性があるからうまく行くのです。ブルーオーシャン戦略とも一致します。

それではギャップ発想法の3つの方法を紹介します。まず1つ目に『場所ギャップ発想法』です。これは東京～熊本、日本～ベトナム、日本～アメリカなどの場所の差を宿します。場所の差を利用する発想法です。経済という事業は、一つのパターンがモデルとしてあります。後進国が先進国へ成長するパターン。また日本国内においても情報は伝播するのにタイムラグがあります。東京から～地方へ。逆に地方から東京へ。などなどです。その場所という商圈ではうまく行かなくても場所を変えればうまく行く事も多々あるのです。

2つ目に『業界ギャップ発想法』です。自分の業界ではなく他業界で成功しているモデルを見つけ自分の業界でそれを流用するという考え方です。例えばコンビニエンスで成功したフランチャイズ化を他の業界で展開するという考え方などです。マーケティングのパターンは、お客様心理学を中心として流用できる場合が数多くあります。自分の業界で経営方法や商品開発など使えないかなど検討する余地があります。

3つ目が『成長ギャップ発想法』です。これは成長の先を読む方法です。高齢化→リフォーム→介護事業→葬祭業→霊園業。高齢化→ペット産業→ペット霊園。アジアの成長→外国人の流入→観光→医療→不動産の取得→M&A。携帯電話の普及→携帯メール→メールの利用方法→インターネットのコンテンツ→ネットショップ。時代と時流と業界ごとの現状を踏まえ、その時代の先～成長の先を読む方法です。



常に時代のアンテナを立て観る聴く動く、すべては情報収集が大事になってくると想われます。我々中小企業は、ギャップ発想法の『他との違い』『他との差』で生き残りを賭ける時代となりました。違いが分かる個性的な会社とでも言うのでしょうか・・・・・・?

来月はあまり聞いた事がないと思いますが、『人口力』という事について話をさせて頂きたいと思います。

(大成ベトナム事務所にて
大成経営コンサルティンググループ会長 石本 記)



顧問先様のご紹介：茶話本舗デイサービス坪井公園様

今回ご紹介させていただくのは、今年7月にオープンしたばかりの茶話本舗デイサービス坪井公園様です。「民家を改修し、自宅のリビングでくつろぐような住環境で、24時間365日体制で、デイサービスをおこなっております。ご家族様やご利用者様のご要望に可能な限りお応えしますヨ。」とのこと。これは有難いですネ！「朝、家族の出勤前に迎えに来て！」「急な用事が入ったので、お泊りをお願いしたい！」などといった場合でもOK。場所は坪井6丁目公園前。車で片道30分圏内なら、送迎可。お気軽にご見学にお越ください！とのことでしたヨ♪



〒860-0863

熊本市坪井6丁目6番20号

茶話本舗 デイサービス 坪井公園

TEL 096-341-5968

FAX 096-341-5969

介護事業所番号 4370107122

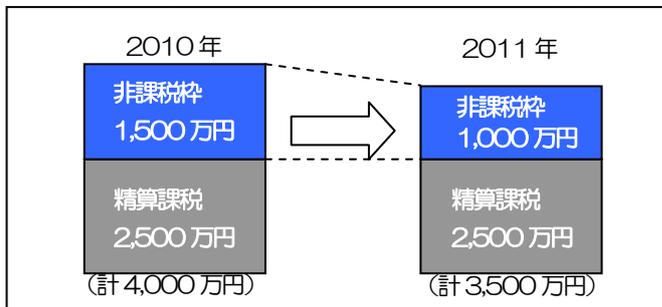
事業所管理者：坪根三千代

船井財産コンサルタンツ熊本からの“ほっ”とな情報

平成22年の税制改正、贈与税での注目ポイントは2つ

- ① 直系尊属からの住宅等資金の贈与の非課税枠の拡大
- ② 相続時精算課税制度の一部変更

- ① 贈与者(父や母)から受贈者(子や孫)に住宅取得等資金を贈与する場合



今年がお得！

今年は最大 8,000
万円まで贈与税が掛
かりません！

守る不動産から、
攻めの資産活用へ

② 宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ(現行1,000万円)の特例が廃止され、年齢要件の特例の適用期限が2年延長されます。相続時精算課税制度とは、不動産取得資金に限らず、親から複数年で贈与された財産について、2,500万円までなら税金が掛からないという制度です。特別控除の上乗せ1,000万円の廃止は一見増税のように感じますが、①の1,500万円の非課税枠と組み合わせれば、全部の非課税枠は2,500万円と1,500万円と4,000万円となります。さらにこの制度は贈与者1人につき別々の制度の為、最大では、父親から4,000万円と母親から4,000万円の合計8,000万円まで税金が掛かりません。

具体的な活用法としては、4,000万円全額を自宅の新築や建替の資金として子に贈与すること。または、1,500万円は住宅資金に2,500万円は賃貸マンションなどの収益物件を購入して安定収益を稼ぐという活用法があります。たとえ、不動産価格が値下がりしてしまった場合でも、賃貸収入が見込めることで悪影響をカバーできます。

相続や生前贈与の為の資産活用の流れは一段と拡大していきます。なお、不動産の購入・保有には、登録免許税・取得税・固定資産税など各種の税金が課せられます。総合的にメリットがある方法をお選び下さい。是非、事前にご相談を！

(株)船井財産コンサルタンツ熊本 岡村 記)